

**鳥取県選挙管理委員会告示第75号**

平成8年鳥取県選挙管理委員会告示第64号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者等について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
テレビジョン放送		テレビジョン放送	
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
<u>日本海テレビジョン放送株式会社</u>	1	<u>山陰中央テレビジョン放送株式会社</u>	1
略		略	